

第44号議案

神戸市市税事務所設置条例及び神戸市市税条例の一部を改正する等の条例の件

神戸市市税事務所設置条例及び神戸市市税条例の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和元年6月19日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市市税事務所設置条例及び神戸市市税条例の一部を改正する等の条例
(市税事務所設置条例の一部改正)

第1条 神戸市市税事務所設置条例(平成19年7月条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条の表神戸市兵庫市税事務所の項を削る。

第2条 神戸市市税事務所設置条例の一部を次のように改正する。

第2条の表神戸市東灘市税事務所の項から神戸市中央市税事務所の項まで及び神戸市長田市税事務所の項を削る。

第3条 神戸市市税事務所設置条例の一部を次のように改正する。

第2条の表神戸市北市税事務所の項から神戸市西市税事務所の項までを削る。
(市税事務所設置条例の廃止)

第4条 神戸市市税事務所設置条例は、廃止する。

(市税条例の一部改正)

第5条 神戸市市税条例(昭和25年8月条例第199号)の一部を次のように改正する。

第61条中「市税事務所」の次に「, 市税の窓口」を加える。

第6条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

第61条中「市税事務所, 」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理 由

市税事務所の新長田合同庁舎への移転集約に伴い，条例を改正する等の必要があるため。

(参考 1)

神戸市市税事務所設置条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(名称、位置及び所管区域)

第2条 市税事務所の名称、位置及び所管区域

は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
略	略	略
神戸市兵庫 市税事務所	神戸市兵庫区荒田町1 丁目21番1号	兵庫区の 区域
略	略	略

(第1条による改正案)

(参考 2)

神戸市市税事務所設置条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(第1条による改正案)

(名称、位置及び所管区域)

第2条 市税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
神戸市東灘市税事務所	神戸市東灘区住吉東町5丁目2番1号	東灘区の区域
神戸市灘市税事務所	神戸市灘区桜口町4丁目2番1号	灘区の区域
神戸市中央市税事務所	神戸市中央区雲井通5丁目1番1号	中央区の区域
略	略	略
神戸市長田市税事務所	神戸市長田区北町3丁目4番地の3	長田区の区域
略	略	略

(第2条による改正案)

(参考 3)

神戸市市税事務所設置条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(第2条による改正案)

(名称、位置及び所管区域)

第2条 市税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
神戸市北市 税事務所	神戸市北区鈴蘭台北町 1丁目9番1号	北区の区 域
神戸市須磨 市税事務所	神戸市須磨区大黒町4 丁目1番1号	須磨区の 区域
神戸市垂水 市税事務所	神戸市垂水区日向1丁 目5番1号	垂水区の 区域
神戸市西市 税事務所	神戸市西区玉津町小山 字川端180番地の3	西区の区 域

(第3条による改正案)

(参考 4)

神戸市市税条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(審査申出書の提出等)

第61条 審査申出書は、審査の申出に係る固定
資産が所在する区を所管する市税事務所____
____又は区役所支所を経由して、審査委
員会に提出することができる。

2 略

(第5条による改正案)

____, 市
税の窓口

(参考 5)

神戸市市税条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(第5条による改正案)

(審査申出書の提出等)

第61条 審査申出書は、審査の申出に係る固定
資産が所在する区を所管する市税事務所、市
税の窓口又は区役所支所を経由して、審査委
員会に提出することができる。

2 略

(第6条による改正案)
